



◆はじめに～ニュースレター発行～

平成14年7月に独立してから10年。吉田事務所は、今年の7月で開業10周年を迎えることができました。

これも、今までご指導いただいた皆様、日々応援して下さる皆様、そして、お仕事を言ってお下さる皆様のおかげと、心から感謝しています。

この「10年」の区切り何か新しいことを…と考え、ニュースレターを発行することになりました。



今後ともお付き合いの程、よろしくお願いたします。

思い起こせば、事務所のスタートは、狭いワンルームマンションの一室からでした。

「駅前で、たくさんのお客さんに来てもらえる事務所を作る！」という理想だけはあったものの、仕事のアテはなし。営業は苦手。とりあえず最初は、先輩の後ろをついて歩いたり、無料相談会に参加させてもらったり…。

そのうち、当時は素人の手作りだったホームページから問い合わせをいただいたり、ご紹介をいただいたり、忙しい毎日を過ごさせてもらえるようになりました。

それも全て、皆様との「出会い」や「ご縁」があってこそです。

これからも、一步一步堅実に、皆様と一緒に歩んでいきたいと思ひます。



吉田事務所の「あゆみ通信」も、よろしくお願いたします。

司法書士 吉田浩章

本号のトピックス

- はじめに～ニュースレター発行～
- 栗野の「3万円から始める」優待生活
- 法律コラム1「役員の任期は切れてないですか？」
- 山下の「私、大学生になりました!？」
- 岸野の「息子達とのワクワク体験記」
- 吉田の「のんびり」温泉旅日記
- マメ知識-住宅ローンの借り換え
- Q&A成年後見「遺産分割のために後見人を選任」
- 4コマまんが「金運アップのおまじない…」
- 「仕事にも生かせる」おススメ本
- 事務所ご案内
- 編集後記



◆栗野の「3万円から始める」優待生活

こんにちは、事務の栗野です。
7～8年前、「3万円からはじめるネット株」という本を読んで、「私にも買えるのかも?」と、証券会社に口座を開設。株式の購入にチャレンジするようになりました☆今回ご紹介するのは「スタバ」。スタバは、1株の所有で、株主優待としてドリンク券2枚をもらえます。ちょっとお茶をしたい時に、便利に使わせてもらってます～♪
ちなみに、平成24年10月15日現在の株価は54,900円。配当は今年の実績で600円/年なので、配当利回りは1%を超えています。



A F P 栗野 恵

【優待メモ】
スターバックスジャパン株式会社（ジャスダックに上場）。株主優待の権利確定月は毎年3月末（年1回）で、ドリンク券は、サイズや種類を問わずに利用できます。

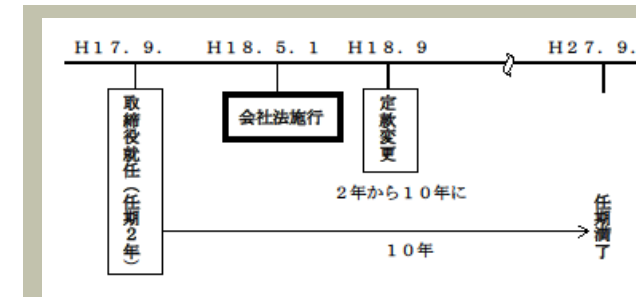
◆法律コラム1 役員の任期は切れてないですか？

会社法の施行により、株式会社の役員の任期は、最長10年まで伸ばすことができるようになりました。

特にご家族で経営されている場合は、登記のコストや手間のことも踏まえて、任期を最長の10年にすることを希望される会社さんが増えています。

しかし、自動的に任期が「10年」となるわけではなく、会社法が施行された平成18年5月1日の時点で就任していた役員の方については、その任期が満了する前に定款変更がなされ、「任期10年」と定められた人に限られます。

任期が満了した場合、引き続き同じ方が役員を続けられる場合でも、法務局で「重任」の登記をする必要があります。



上記の例では、平成17年に「任期2年」で選任された取締役は、平成19年に退任する予定でしたが、平成18年に「任期10年」の定款変更をしたため、平成27年までの任期になっています。

本来、申請しないといけない登記を怠っていた場合、後日過料が科せられる可能性がありますので、「そういえば何もしてなかったかも??」という経営者の方は、ぜひ一度、登記簿と定款をご確認下さい。

◆山下の「私、大学生になりました!？」

こんにちは、司法書士の山下です。
先日、大阪府立大学の講堂で100名程の方たちと大学生活をスタートさせました。初めて会う同期の顔を見渡せば、私が一番若いかも!そう、皆さん、60代から70代のシニア世代。ひと世代先に行く皆さんに交じって入学した大学。その名は、「いきいき堺市民大学」です。

今後、地域づくりや堺の歴史、地域福祉などについて学んでいきます。「無縁社会」「コミュニティ意識の低下」が嘆かれる現代社会。それじゃあ、地域とつながるって何をすればいいの?というのが私の学びの動機。

南国育ちの私が堺市民になって12年。子供の小・中学時代のPTAつながりに代わる次なるつながりを求めて歩んでいきますので、よろしくお願いたします。

それにしても、キャンパスを闊歩する若者たち、やっぱり、まぶしかったなあ。



司法書士 山下千恵子

◆岸野の「息子達とのワクワク体験記」

はじめまして 司法書士の岸野です。
10月の3連休に家族で沖縄に行ってきました。今回のワクワク体験は「カヤック」です。私と夫は以前から色々な場所に乗っていたので、ずっとこの日を待っていました!! 5歳と3歳の息子達、長男は私と2人乗り。次男は夫の足の間に座ってのデビューです。

マングローブを見ながら、ゆっくり1時間半。長男は一人でパドルを持って漕ぎ、次男も夫と一緒に、一生懸命に漕いでいました。

長男が、少しでも曲がると私に注意し、自分のカヤックが一番前にいないと怒るのには参りましたが…なんとか無事に到着。



最後には2人から「また乗りたい～」の言葉が出たので、大・大成功です。

司法書士 岸野恵子

【発行】〒590-0024 堺市堺区向陵中町4丁4番1号 三栄ビル3階

司法書士吉田法務事務所 (JR阪和線、南海高野線三国ヶ丘駅近く)

TEL072-254-5755 E-mail yoshida-houmu@nifty.com



◆吉田の「のんびり」温泉旅日記

今回ご紹介するのは、お盆休みに行った和歌山の「川湯温泉」。

名前のとおり、川を掘るとお湯が湧き出てきて、オリジナルの温泉が作れます。



見ていると、子どもさんより大人のほうが楽しそうに、スコップでガリガリやっているのが印象的。

夏に行くと川遊びも一緒にできて、家族みんなで遊べます。冬になると、河原に「仙人風呂」といわれる大きな露天風呂が作られるそうで、また違った楽しみ方ができそうです。

宿泊したのは、「川湯温泉富士屋」さん。夜になると周りは真っ暗で、「遠くに来たんだなあ…」ということを実感。

静かな山の中で味わう料理や温泉も良くて、また行きたいお宿です。



【川湯温泉へのアクセス】

行きは、南紀田辺ICから国道311号線で。帰りは、国道424号線（龍神村）を通り、有田ICから阪和道に入りました。途中「道の駅」でブラブラした時間も含めて、堺から片道4時間弱です。

◆マメ知識—住宅ローンの借り換え

住宅ローンの「借り換え」は、新たに住宅ローンを組んで、今借りている住宅ローンを完済する手続きです。

一般的には、

- ・残高が1,000万円以上
- ・返済期間が10年以上
- ・金利差が1%以上



ある場合に借り換えをするメリットがあると言われていますが、まずは、諸費用も含めたシミュレーションをしてみるところから始めましょう。

変動金利の利率が1%を切る時代。

固定金利型（特に、旧住宅金融公庫のローンを契約されている方は3～4%台のままであることも…）から、変動金利型の住宅ローンに借り換えされる方が多い傾向にあります。



◆Q & A 成年後見 遺産分割のために成年後見人を選任

Q：高齢の母は、認知症で判断能力が衰え、意思疎通が難しい状態です。今回、父が亡くなり、父の相続財産について「遺産分割」の必要が生じました。娘である私は、銀行の窓口で相談に行ったところ、「お母様について、成年後見人の選任が必要」と言われました。どのような手続きをすればいいですか？



A：成年後見制度には、「法定後見」と「任意後見」があります。すでに判断能力が不十分になった方を対象に、家庭裁判所で選任されるのが「法定後見」による成年後見人です。成年後見人は、ご本人の財産を管理したり、介護保険サービスの手配等、生活に必要な契約を代わりに行うことなどを通して、ご本人の生活をサポートします。成年後見人の選任手続は、配偶者や四親等内の親族などから、ご本人の住所地にある家庭裁判所に申し立てすることによりスタートします。後見人の候補者は、身の回りのお世話をされている娘さんなることもできますし、司法書士等の専門職を指定して申立することも可能です。



裁判所で選任された成年後見人は、ご本人を代理して遺産分割協議に参加し、遺産分割協議書に署名捺印をします。その遺産分割協議書を用いて、不動産の名義変更登記や、預貯金の解約などの、相続手続きを行うこととなります。

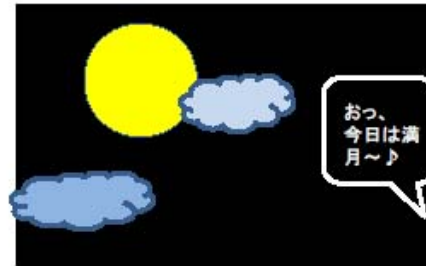


ポイント

今回の事例で、娘さんが後見人になれる場合、娘さん自身とお母様が共に「相続人」であり、利害が対立（「利益相反」といいます）する関係になります。

利益相反になるケースでは、さらに遺産分割のための「特別代理人の選任」が必要です。なお、「成年後見人」としての役割は、遺産分割の手続で終了するわけではなく、お母様がお亡くなりになられるまで続きます。その間、裁判所には定期的な報告が必要となります。

金運アップのおまじない…



◆「仕事にも生かせる」おススメ本

『カリスマ新幹線アテンダントの感動を呼ぶ接客術 あなたから買えてよかった!』（齋藤泉著）山形新幹線の片道3時間半の車内販売で、売り上げ平均7万円程度のところ、26万円強を売り上げて、注目を集めるようになった、という著者。



しかし、「どうすれば商品が売れるか」というテクニックの話より、お客さんを観察して、ちょっとした仕草から気持ちを感じ取ることであったり、事前の準備の重要性であったり、車内販売に限らず、接客業全般に役立つ話が書かれていました。

- ・毎日同じサービスではいけない
- ・無理に売らないことで信用を得られることもある
- ・相手の立場に立つ。相手の目線で物事を見る
- ・幅のある対応は、けっして机上の学びだけでは得られないもの

などなど、私の事務所でも通じる話、共感できる話がたくさん。

売れるか売れないかの違いは、表面に見える行動の違いに限られず、奥が深い問題であることが分かります。

私も「あなたに頼んでよかった!」と言ってもらえるようなお仕事を、と心掛けます。



司法書士 吉田浩章

◆事務所のご案内

堺市堺区向陵中町4丁4番1号 三栄ビル3階
司法書士吉田法務事務所
代表者 司法書士吉田浩章
TEL 072-254-5755
<http://www.office-yoshida.net>



★主な取り扱い業務

- 司法書士業務
 - ・不動産の登記（売買、贈与、財産分与、相続、抵当権設定等）
 - ・会社の登記（会社設立、役員変更、本店移転、定款変更等）
 - ・個人の債務整理（自己破産、個人再生、任意整理等）
 - ・家庭裁判所への提出書類作成（成年後見、相続放棄等）
- 行政書士業務—遺言書作成、公正証書、各種契約書作成等
- FP業務—家計見直し、住宅ローンの相談

★営業時間：平日9時～18時（事前予約制。時間外の対応も可）

【編集後記】

いきなり「事務所新聞を作るよー」と言われて、事務所のメンバー一同「はあ〜?」「忙しいのに、また余計なことを…」という感じ。でも、せっかくなら楽しいものをと、みんなで原稿を持ち寄って、完成させました。今回は創刊号。ということは、第2号もありそう…なので、皆さん楽しみに?お待ち下さい。(栗野)

